

神奈川県監査委員公表第 24 号

監査の結果に関する報告について

神奈川県監査委員監査基準に準拠し、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 199 条第 5 項の規定に基づく監査を実施し、監査の結果に関する報告を決定したので、同条第 9 項の規定により次のとおり公表する。

令和 5 年 12 月 6 日

神奈川県監査委員	村 上 英 嗣
同	吉 川 知 恵 子
同	中 家 華 江
同	し き だ 博 昭
同	松 本 清

第 1 監査の種類

財務監査（随時監査）及び行政監査

第 2 監査の対象

1 財務監査（随時監査）

財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理

2 行政監査

事務の執行（1 に定める監査の対象を除く。）

第 3 監査の着眼点

事務事業が法令等に従って適正に行われているか、最少の経費で最大の効果を上げるようにし、その組織及び運営の合理化に努めているかなどに着眼して監査するものである。

第 4 監査実施箇所数

本庁機関 1 か所及び出先機関 3 か所

第 5 監査実施日

令和 5 年 8 月 28 日から同年 11 月 16 日まで

第 6 監査の実施内容

1 年度末財務監査

令和 5 年の財務監査（定期監査）を令和 4 年度の途中に実施した出先機関のうち 2 か

所について、当該監査実施後の財務の執行を中心として監査した。

2 補完的財務監査

令和5年の財務監査（定期監査）の結果、指摘等が認められた出先機関のうち1か所について、その後の対応などを補完的に監査した。

3 臨時財務監査

新型コロナウイルス感染症対策への対応状況等に鑑み、令和3年度の事務事業を対象とした財務監査を実施していなかった機関のうち、本庁機関1か所において、令和3年度の事務事業を対象として、次の各事項について臨時に監査した。なお、必要に応じて過年度の事務事業も対象とした。

- (1) 予算執行の適否
- (2) 収入の適否
- (3) 支出の適否
- (4) 会計事務処理の適否
- (5) 契約締結手続及び履行の適否
- (6) 課税徴収事務の適否
- (7) 工事執行の適否
- (8) 補助金その他財政的援助の適否
- (9) 現金及び有価証券の出納保管の適否
- (10) 財産の取得、管理及び処分の適否
- (11) 庶務事務執行の適否
- (12) その他必要と認める事項

4 臨時行政監査

臨時財務監査を実施した1か所において、3の監査と併せて、次の各事項についても臨時に監査した。

- (1) 事務事業執行の適否
- (2) 組織及び執行体制の当否
- (3) その他必要と認める事項

第7 監査の結果

監査の結果、不適切事項及び要改善事項は認められなかった。

1 年度末財務監査

不適切事項及び要改善事項が認められなかった監査実施箇所（2か所）

県土整備局

神奈川県平塚土木事務所、神奈川県藤沢土木事務所

2 補完的財務監査

不適切事項及び要改善事項が認められなかった監査実施箇所（1か所）

環境農政局

神奈川県畜産技術センター

3 臨時財務監査及び臨時行政監査

不適切事項及び要改善事項が認められなかった監査実施箇所（1か所）

健康医療局

医療危機対策本部室